

平成二十七年三月二十日受領  
答弁第一三三一号

内閣衆質一八九第一三一号

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問に対する答弁書  
一から三までについて

平成二十七年三月五日、鳩山由紀夫氏のクリミア訪問の可能性についての情報に接し、直ちに同氏の事務所に対し外務省幹部の同氏への面会を申し入れたが、同氏本人はスケジュール上面会に応じられないと  
のことであった。そのため、宇山秀樹外務省欧州局ロシア課長から同氏の秘書に対し、同氏がクリミアを  
訪問しないよう強く求めた。さらに、同月九日、同課長から当該秘書を通じ、重ねて働きかけを行った。

四について

御指摘の「訪問」は政府の立場に著しく反するものであり、極めて遺憾であるが、今後の日露外交及び  
日米外交に特段の影響を及ぼすとは考えていない。

五について

鳩山由紀夫氏が今回の渡航に使用した旅券の種類については、政府として、お答えする立場にない。な  
お、同氏に最後に発給された外交旅券は、平成二十三年十月二十七日に失効しており、同氏に最後に発給  
された公用旅券は、平成二十四年十一月二十日に失効している。

## 六について

お尋ねの「特例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、元内閣総理大臣が国の用務により外国に渡航する場合には、外交旅券を発給している。